

議第 7 3 号

高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 4 日

高島市長 福 井 正 明

高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例

高島市附属機関設置条例（平成 2 6 年高島市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表高島市障がい者計画および障がい福祉計画策定委員会の項を次のように改める。

高島市障がい者計画等策定委員会	障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）の規定による障がい者のための施策に関する基本的な計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の規定による障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画、ならびに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の規定による障害児通所支援等に関する計画の策定および推進に関し必要な事項を調査審議すること。	1 5 人以内	3 年以内
-----------------	---	---------	-------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（高島市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償等に関する条

例の一部改正)

2 高島市特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償等に関する条例（平成17年高島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1 障がい者計画および障がい福祉計画策定委員会委員の項を次のように改める。

障がい者計画等策定委員会委員	日額 5,500円
----------------	-----------

別表第2 障がい者計画および障がい福祉計画策定委員会委員の項を次のように改める。

障がい者計画等策定委員会委員
